

(6) 改善計画の認定基準（法第8条第3項、令第1条関係）

イ 法第8条第3項及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条により、都道府県知事は、改善計画が次に掲げる基準のいずれにも適合するものであるときは、改善計画の認定をするものとされていること。

① 改善計画が、当該事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであること。

② 当該事業主が改善計画を達成する見込みが確実であること。

ロ 上記イ①については、具体的には、改善措置の内容が雇用管理の改善のために必要かつ十分なものであること、改善措置の規模が当該事業主が雇用する介護労働者の数に照らして適切なものであること、改善措置の内容が法令に違反するものでないこと、改善措置の内容が介護雇用管理改善等計画の内容と矛盾するものでないこと等が基準として考えられるものであること。

ハ 上記イ②については、具体的には、改善計画の内容が具体的かつ明確なものとなっていること等が基準として考えられるものであること。